



2026年度 (2026年5月1日午後4時～2027年5月1日午後4時)

公民館総合補償制度

本制度は、公益社団法人全国公民館連合会(全公連)の制度です。市町村の公民館および自治公民館、また公民館に準ずるものとして全公連が加入を認めたその他の施設等は、名称を問わずご加入いただけます。指定管理者制度を導入された施設もご加入いただけます。

3つの補償で公民館活動をサポート

1. 行事傷害補償

【災害補償保険(公民館災害補償特約、熱中症危険補償特約)+見舞金制度】

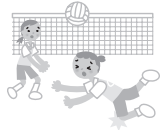
保険

- 公民館行事参加者のケガを補償
- 公民館利用者のケガを補償
- 行事往復途上のケガを補償
- 行事の事前練習や事前準備、後片付けでのケガを補償
- 食中毒や熱中症を補償

見舞金制度

- 疾病や特定傷害に、疾病死亡弔慰金、疾病入院見舞金をお支払いします。
- 特定災害による損害に、特定災害見舞金をお支払いします。

【補償例】



- バレーボール大会参加者が転倒して負傷。

2. 賠償責任補償

【賠償責任保険(施設所有管理者特約、昇降機特約)】

保険

- 公民館の施設・設備等*の欠陥や業務運営のミスにより、第三者にケガをさせたり、財物を損壊したことにより、公民館が法律上の賠償責任を負担しなければならない場合に補償

※公民館が所有、使用または管理する財物への賠償事故などは対象になりません。

*施設にある昇降機(エレベーター、エスカレーター)の所有、使用、管理に起因する賠償責任も含まれます。

【補償例】



- テントの張り方が悪く風で飛ばされ、行事来場者の車を破損。

3. 職員災害補償

【傷害総合保険[就業中のみの危険補償特約、入院保険金支払限度日数変更特約(支払限度日数180日)]+見舞金制度】

保険

- 公民館事業や業務に携わる方の公民館業務中のケガを補償

見舞金制度

- 公民館事業や業務に携わる方の病気や特定傷害、業務外のケガ、業務中の地震によるケガに死亡弔慰金や入院見舞金をお支払いします。

【補償例】



- 職員が業務中に脚立から転落して負傷。

公民館総合補償制度の特長

(1) 補償範囲や対象者が広い、公民館専用の制度です。

- 全公連が運営する『見舞金制度』に『保険』を組み合わせた公民館や類似公民館の専用の制度で、安心して公民館活動を行っていただけるよう幅広い補償になっています。

★行事傷害補償制度のここがおすすめ★

- 日本国内であれば行事の場所は問いません。 ※別に定める危険な運動中等は対象外です。
- 行事参加者や利用者の居住地は問いません。
- 公民館公認のサークル活動参加者や有償・無償を問わず公民館ボランティアや講師も補償します。
- 公民館が他の団体等の行事に派遣する行事の参加者も補償します。
- 宿泊を伴う行事も対象です。

(2) 年1回の手続きで安心です。

- 年1回の手続きで年間の主催、共催行事が対象になり、個別の行事の通知は不要です。うっかりして保険の手配を忘れる心配がありません。

(3) 掛金の割引制度もあります。

- 同一市町村内で10館以上まとめて加入されると、行事傷害補償制度掛金に割引が適用できます。
- 職員災害補償の保険料には、団体割引25%、過去の損害率による割引15%を適用しています。

このご案内は、本制度の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては『2026年度版マニュアル 公民館総合補償制度の手引き』をご覧ください。また、本制度全般のお問い合わせ、資料請求等は、エコー総合補償サービスまたは損保ジャパンまでお寄せください。

■引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
公務文教営業部 文教室
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 050-3808-5536 FAX 03-3348-0238
(受付時間: 平日9:00から17:00まで)

■取扱代理店(お問い合わせ・資料請求先)
エコー総合補償サービス株式会社
〒101-0047 東京都千代田区内神田2-6-9
TEL: 0120-636-717(通話料無料)
FAX: 0120-226-916(通話料無料)
(受付時間: 平日9:15から17:00まで)